

審査基準整理票

処 分 名	指定管理者の指定		
根拠法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和 4 2 年条例第 3 9 号)		(条項) 第 1 1 条第 3 項
基準法令名	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例 (昭和 4 2 年条例第 3 9 号)		(条項) 第 1 1 条第 3 項
所管 部 署	教育委員会事務局 生涯学習課 公民館・社会教育グループ		
標準処理期間	6 0 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[指定管理者の指定基準]</p> <p>指定管理者の指定基準については、指定申請の内容を大津市立公民館の設置及び管理に関する条例第 1 1 条第 3 項各号に掲げる基準に照らして総合的に考慮し、もっとも適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を指定する。</p> <p>(1) 大津公民館の利用に関し不当な差別的扱いが行なわれるおそれがないこと。</p> <p>(2) 大津公民館の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。</p> <p>(3) 大津公民館の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。</p>			